



< 市町村探訪 >

～ 住民主体のまちづくり実現に向けて

まちづくり組織認定制度がスタート！（美野里町）

平成17年6月にまちづくりについて住民が中心となって話し合ってきた内容をもとに「美野里町まちづくり組織条例」が制定されました。

まちづくり組織条例制定までの経過

美野里町では平成13年度から「美野里まちづくり計画」（美野里都市計画マスタープラン）策定作業がスタートしました。平成14年度には、住民の日々の生活の中から出てくる意見を幅広く集めるために、「まちづくり会議」を組織し、テーマ別・地区別各4部会でワークショップを開催しまちづくりについて議論を重ねていきました。まちづくり計画策定作業中、住民の主体的な取り組みを支援するための「まちづくり条例」の必要性を感じ、平成15年度には「まちづくり条例」の先進地である静岡県大井川町へ視察に行きました。大井川町は町内会内にまちづくり委員を配置し、地区内の企画を住民発意で行うことができ、それに対して、運営費や事業費を配分することを条例によって制度化されていました。美野里町でも平成2年に納場地区が自治省（現総務省）のコミュニティ活動活性化指定地区となったことをきっかけに、平成10年までに町内4小学校区単位でコミュニティ活動を推進する組織が設立され、それぞれの地区コミュニティ計画に基づき活動が展開されていましたが、「まちづくり条例」が制定されていませんでした。そこで、「美野里まちづくり計画」の中に計画の実現化を住民主導・行政支援のスタイルで推進していくためまちづくり条例づくりに取り組んでいくことが、平成16年3月まちづくり計画策定の際、明記されました。

（以下は美野里町まちづくり計画より抜粋）
基本計画

まちづくり計画のビジョンを、具体化し、実現していく10の目標

目標10.住民が主役となって、まちづくりに取組める仕組みをつくっていく

[方針6]住民主役のまちづくりに向けて、住民と行政と議会が連携していく仕組みをつくり、必要に応じて、住民主役の条例づくりに取り組んでいく。

その後、まちづくり計画策定により「まちづくり会議」は解散しましたが、策定時のメンバーと先に記したコミュニティ活動メンバーを中心としたまちづくり組織条例調査会が条例原案を策定し、行政的視点の検討を加え条例案が完成しました。

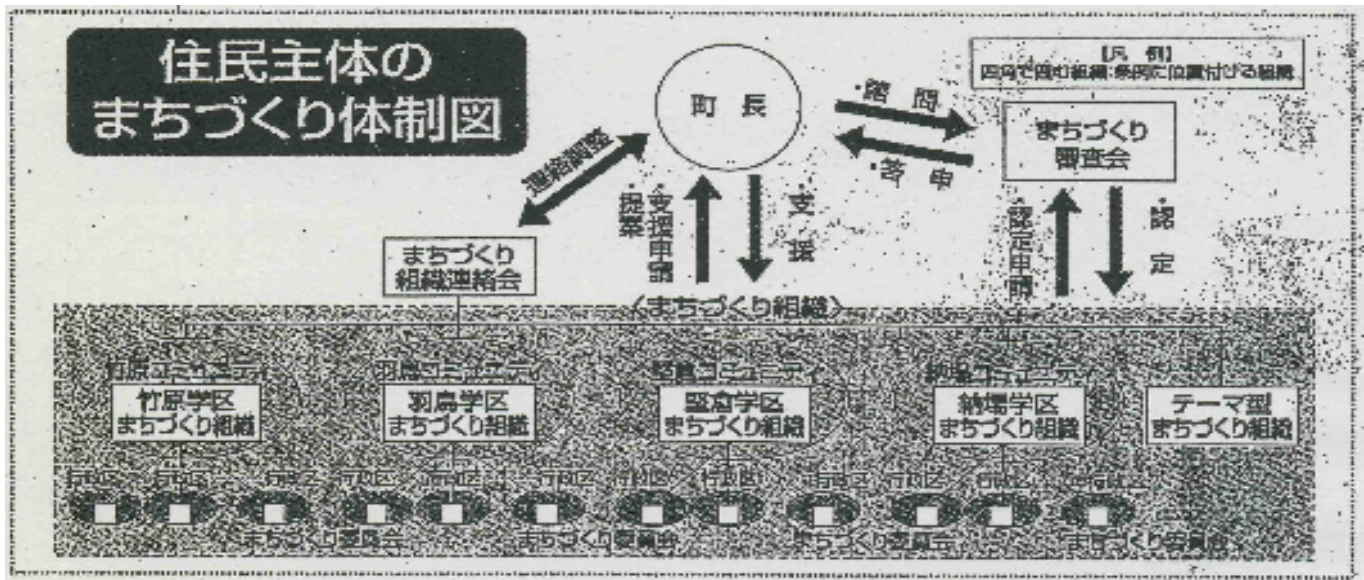


花づくり



まちづくり組織条例の概要

まちづくり活動(住民が知恵と汗を出し合って、快適に暮らせる地域を自主的に作り出す活動)を支え、充実させる新たなシステムを体系的に制度化したもので、「まちづくり組織認定制度」をもとに、被認定組織のまちづくり組織が行政に対して事業費一部補助、まちづくり情報提供、人材育成支援措置などを申請できます。まちづくり組織とは、まちづくり委員会(行政区単位)、小学校区まちづくり組織(小学校単位・地区コミュニティなど)、テーマ型まちづくり組織(地域非限定・自然環境を保護する団体や伝統的建築物を保存する会など)に分類され、まちづくり計画の内容に沿ったまちづくり活動を推進する組織です。まちづくり組織は、まちづくり事業計画を立案し、その実践に取り組むほか、町全体のまちづくりや行政への提案を行うことができます。また、まちづくり組織の認定は第三者機関のまちづくり審査会が担います。さらに補助金交付制度として、行政は、まちづくり組織からの申請に対して、まちづくり審査会の意見を踏まえ、補助金交付の有無を決定します。詳しい内容は、「美野里町まちづくり審査会設置規則」、「まちづくり組織の認定に関する規則」、「まちづくり組織活動補助金交付規則」に規定されています。



まちづくり組織条例制定後

平成17年8月17日に第1回まちづくり審査会が開催され、5つの団体が制定されました(納場地区コミュニティ・コミュニティ活動活性化竹原地区運営委員会・こころふれあう羽鳥の会・住みよい堅倉地区をつくる会・美野里生物の会)。美野里町町長公室では行政区単位にもこの制度を理解し活用してもらいたいとのことでした。

平成18年3月には美野里町は小川町・玉里村と合併して小美玉市となりますが、引き続きこの制度を運用していきます。この全国にも例のない独自の制度を活用し、みのりある活動が進められ、住民主役のまちづくり活動が更に前進することと思います。

【問い合わせ】
 美野里町役場 町長公室
 コミュニティ係
 TEL 0299-48-1111



ふるさとウォッチング

